

令和2年第1回（5月）大磯町議会臨時会

議案第19号説明資料

令和2年5月19日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～4

消防総務課

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和2年3月27日付けで非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が公布されたことに伴い、大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和2年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

2 改正内容

- (1) 法定利率は、民法制定以来見直しがされておらず、近年では市中金利を大きく上回る状態が続いています。社会・経済の変化への対応を図るため、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が改定されることに伴い（令和2年4月1日施行）、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令においても、非常勤消防団員等へ障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について一部改正されます（令和2年4月1日施行）。
- (2) 大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大磯町条例第24号）を、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令に準拠し、所要の改正を行います。
- (3) 改正項目は次のとおりです。
 - ア 大磯町消防団員等公務災害補償条例の附則第3条の4第5項第2号
 - イ 大磯町消防団員等公務災害補償条例の附則第3条の4第6項
 - ウ 大磯町消防団員等公務災害補償条例の附則第4条第7項第2号
 - エ 大磯町消防団員等公務災害補償条例の附則第4条第8項以上について、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めます。

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>本則第1条～第30条 省略 附則第1条～第3条の3 省略 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、町は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額と</p>	<p>本則第1条～第30条 省略 附則第1条～第3条の3 省略 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、町は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p>

する。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、町は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 省略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 省略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日にお

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、町は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 省略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 省略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該

ける法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た数を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 省略

第4条の2～第6条 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た数を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 省略

第4条の2～第6条 省略